

定 款



ユアサ・フナシヨク株式会社

ユアサ・フナシヨク株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ユアサ・フナシヨク株式会社と称する。

YUASA FUNASHOKU Co., Ltd. と英訳する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 米の集荷および販売、ならびに雑穀、小麦粉、澱粉、砂糖、油脂、その他各種農水産物、食料品、酒類、たばこ、日用雑貨類の販売およびこれらの輸出入
 - (2) 飼料、医薬品、家畜用薬品、肥料、農薬、毒物、劇物、化学製品、スチール家具類、石油類および高圧ガスの販売
 - (3) パン類、菓子類その他食料品の製造、加工および販売
 - (4) 土木工事・建築工事の設計施工、請負および監理
 - (5) 畜産物用機械、その他諸機械の販売、ならびにプラント設備の建設工事・据付工事および輸出入
 - (6) 公害防止および前各号に関する技術、情報等の販売
 - (7) ホテル、飲食店、催事場およびボウリング場の経営ならびに旅行斡旋業
 - (8) アスレチッククラブおよびこれに付帯するサウナの経営
 - (9) 不動産の売買、貸借、管理、仲介、保有ならびに運用
 - (10) 倉庫業
 - (11) 畜産業
 - (12) 緑化造園事業
 - (13) 前各号の代理業、仲立業、および問屋業
 - (14) 有価証券の投資
 - (15) 損害保険代理業
 - (16) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
 - (17) 生命保険募集業
 - (18) 農産物検査法に基づく検査業務
 - (19) 前各号に付帯または関連する一切の事業
2. 前各号の事業を遂行するため必要あるときは、出資し、融資し、保証し、または会社の発起人となることができる。

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を千葉県船橋市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、39,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 ① 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 ① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 ① 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 18 条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 ① 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 ① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

③ 取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 ① 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和49年 7 月 30 日	改訂
昭和51年 8 月 30 日	改訂
昭和52年 8 月 30 日	改訂
昭和53年 8 月 30 日	改訂
昭和56年 8 月 28 日	改訂
昭和57年 8 月 30 日	改訂
昭和58年 8 月 30 日	改訂
昭和59年 8 月 30 日	改訂
昭和60年 8 月 30 日	改訂
平成元年 8 月 30 日	改訂
平成 2 年 8 月 30 日	改訂
平成 3 年 8 月 29 日	改訂
平成 6 年 6 月 29 日	改訂
平成10年 6 月 26 日	改訂
平成12年 6 月 29 日	改訂
平成13年 6 月 28 日	改訂
平成14年 6 月 27 日	改訂
平成15年 6 月 27 日	改訂
平成16年 6 月 29 日	改訂
平成17年 6 月 29 日	改訂
平成18年 6 月 29 日	改訂
平成21年 6 月 26 日	改訂
平成22年 1 月 6 日	附則削除
平成29年 6 月 29 日	改訂
平成29年10月 1 日	附則削除
令和 4 年 6 月 29 日	改訂
令和 5 年 3 月 1 日	附則削除
令和 7 年10月 1 日	改訂

